

社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会

令和 2 年度 事業計画

はじめに

生活スタイルや価値観の多様化をはじめ、さまざまな要因により人間関係の希薄化が進み、社会的孤立や生活困難な状況が家庭や地域で深刻化し、地域福祉の重要性が一層高まってさまざまな施策が打ち出され、社会福祉協議会の働きが注目されています。

このような中、廿日市市社会福祉協議会は令和 2 年度に創設 60 周年を迎えます。これを機にさらなるバージョンアップを図るために地域住民や関係者、関係機関・団体との連携を深めるとともに、「社協らしい仕事」のできる意識の向上と態勢の整備に取り組んでいくために仕事の仕方、業務手順の改善を図り、社協内連携を強化し業務の効率性、効果性を高めていく年としてスタートさせたい。

基本方針

いわゆる「地域福祉の“施策化”」に向けた対応にあたっては、地域福祉を推進する多様な主体と手を取り合いながら、社協がその中核的な役割を果たしていくことが必要となります。地域から寄せられる社協への期待と、社協を取り巻く経営環境の把握・分析をもとに、地域福祉の推進をリードするためには、さまざまな主体をコーディネートし、地域の生活課題の解決に向けて、効果的に連携・協働して事業・活動を展開することがますます重要になります。

また、事業を進めていくうえで、基本に立ち返り PDCA サイクルによる意図的な業務の推進を図るとともに、中・長期ビジョンをもった業務の計画的な推進に取り組んでいく必要があります。

その実現に向けた取組みを計画的に進めるため、次の 5 点を基本方針として、地域から頼られ、地域の願いに応えられる社協を目指し、誰もが安心して自分らしく暮らせる「福祉のまちづくり」の推進に取り組めます。

- 基本方針① みんなで支え合って暮らせる地域づくり
- 基本方針② 願いをカタチにしていく事業づくり
- 基本方針③ 福祉の“わ”を広げる人づくり
- 基本方針④ 魅力ある社協組織づくり
- 基本方針⑤ 持続可能な財政基盤づくり

重点的な取組み

令和2年度は、次の事項を基本目標に事業を展開していきます。

- (1) **社会参加や役割発揮のための人づくり、参加の入口づくりを進めます**
地域活動をしていくきっかけづくりに取り組みます。

(基本方針 ① ③)

- (2) **組織（主体）の意識や活動を進化させます**

地域の中で福祉を考える中心的な組織と連携すると共に、組織の抱える課題の解決方策を一緒に考えていきます。

(基本方針 ② ③)

- (3) **地域の問題解決に必要な情報を共有します**

地域の問題を解決するにあたって、情報の収集を行うと共に解決に向けて関係機関と情報共有し情報発信を行います。

(基本方針 ② ④)

- (4) **社会的孤立を見逃さないための仕組みづくりを進めます**

社会的に孤立しがちな人たちへの直接的な支援と、その支援を通じて、地域や関係機関との連携に努めていきます。

(基本方針 ① ③)

- (5) **多様な主体の強みを生かした新しい支えあいを育てます**

福祉の機関だけではなく、他機関、他職種との連携の中で新たな事業を組み立てていきます。

(基本方針 ④)

- (6) **魅力ある社協組織、持続可能な財政基盤をつくります**

地域や住民に親しまれる組織づくりを目指し、適正でわかりやすい経営をしていきます。

(基本方針 ⑤)

(目次)

○施策体系図と施策の具体 P. 4

○中期経営計画施策体系図 P. 5

○事業計画

廿日市市の地域福祉計画の基本目標に沿って編成してあります。

◆廿日市市全域事業 P. 6～P. 21

◆廿日市地域事業 P. 22～P. 24

◆佐伯地域事業 P. 25～P. 28

◆吉和地域事業 P. 29～P. 31

◆大野地域事業 P. 32～P. 34

◆宮島地域事業 P. 35～P. 36

○社協職員の資質向上、魅力ある社協組織づくり、持続可能な財政基盤づくり

P. 37～P. 39



施策体系図と施策の具体

【目指す姿】

地域から頼られ 地域の願いに応えられる社協

【課題】

課題1 みんなで支え合って暮らせる地域づくり

目標(1) 気軽に声をかけ合える地域づくりを目指す

目標(2) お互いを理解し合える地域づくりを目指す

目標(3) みんなが「お互いさま」と言い合える地域づくりを目指す

課題2 願いをカタチにしていく事業づくり

目標(4) 地域・当事者の実態把握に努めます

目標(5) 計画的・効果的な事業展開に取り組みます

課題3 福祉の“わ”を広げる人づくり

目標(6) 地域リーダー・ボランティア等を養成します

目標(7) 社協職員の資質の向上を図ります

課題4 魅力ある社協組織づくり

目標(8) 地域や住民に親しまれる組織づくりを目指す

目標(9) 地域や関係機関・組織等が参加・参画できる組織づくりを目指します

【行動計画】

△△ 行動計画①：みんなが集える場づくりやイベントを企画します

△△ 行動計画②：福祉教育を推進します

△△ 行動計画③：当事者との交流を推進します

△△ 行動計画④：地域の中で障がいのある人や高齢者が担える仕組みをつくり出します

△△ 行動計画⑤：実態把握やニーズ把握のための仕組みづくりを行います

△△ 行動計画⑥：実態やニーズの見える化を推進します

△△ 行動計画⑦：事業ごとの目的の明確化・共有化を図ります

△△ 行動計画⑧：事業を計画的・効果的に推進するための各種ツールを整備します

△△ 行動計画⑨：エリア型、テーマ型リーダーを養成します

△△ 行動計画⑩：多種多様なボランティアを養成します

△△ 行動計画⑪：社協の使命・目的の共有を図ります

△△ 行動計画⑫：専門知識・技術の習得を図ります

△△ 行動計画⑬：地域・住民の社協認知度を高めます

△△ 行動計画⑭：気軽に行き来できる社協にします

△△ 行動計画⑮：地域ごとの参加・参画の仕組みをつくり出します

△△ 行動計画⑯：住民提案型の地域福祉事業をつくり出します

△△ 行動計画⑰：他機関・組織との連携を強化します

【廿日市地域福祉計画の基本目標】

※廿日市地域福祉計画に示されている5つの基本目標と地域福祉活動計画における行動計画との関連は以下のとおりです。

基本目標1

社会参加や役割発揮のための人づくり、参加の入口づくりを進めます
(関連行動計画：①、②、③、④、⑤、⑥)

基本目標2

組織（主体）の意識や活動を進化させます
(関連行動計画：⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬)

基本目標3

地域の問題解決に必要な情報を共有します
(関連行動計画：⑭、⑮、⑯)

基本目標4

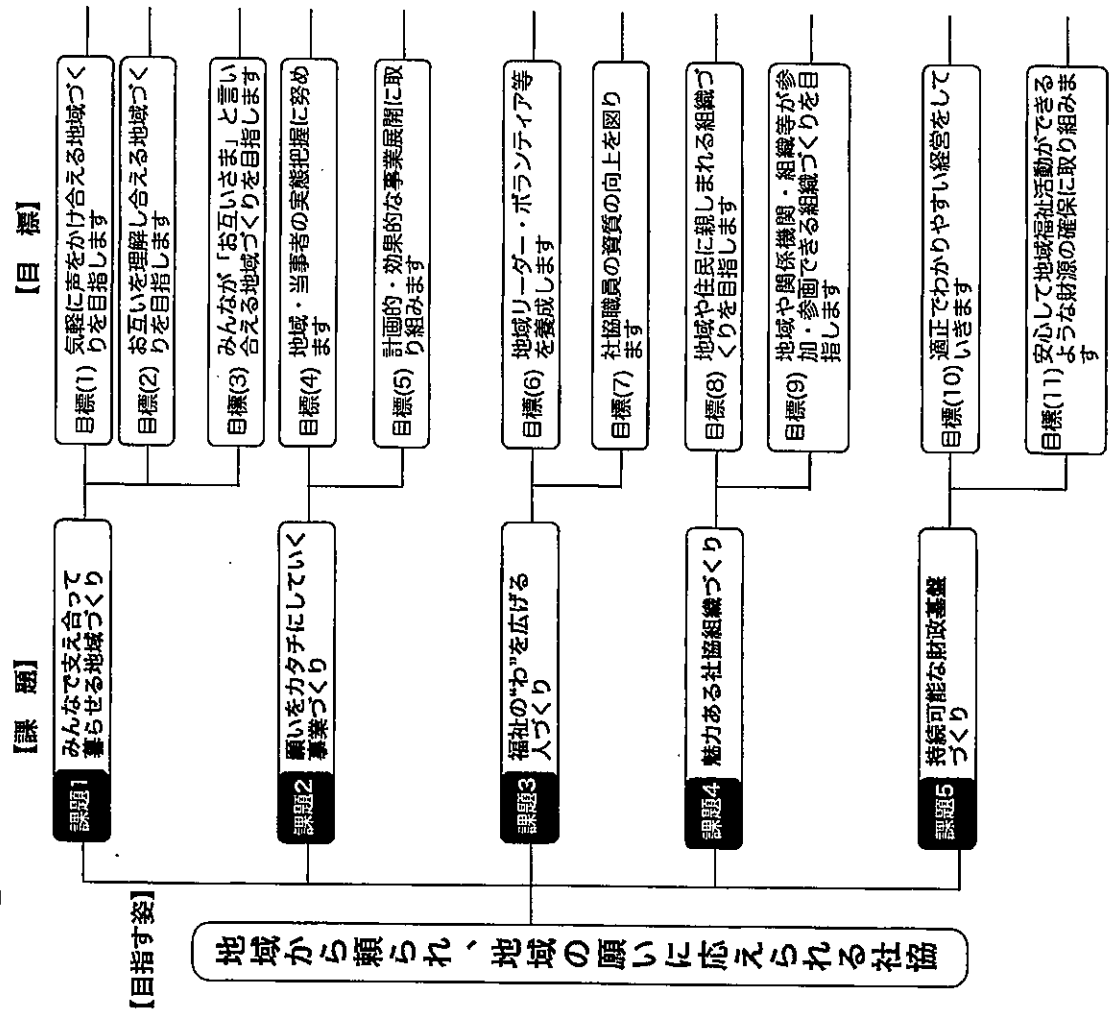
社会的孤立を昇進さないための仕組みづくりを進めます
(関連行動計画：②、③、④、⑤、⑥)

基本目標5

多様な主体の強みを生かした新しい支えあいを育てます
(関連行動計画：⑭、⑮、⑯)



中期経営計画施策体系図



【行動計画】

- ① 行動計画①：みんなが集える場づくりやイベントを企画します
- ② 行動計画②：福祉教育を推進します
- ③ 行動計画③：当事者との交流を推進します
- ④ 行動計画④：地域の中で障がいのある人や高齢者が担える仕組みをつくり出します
- ⑤ 行動計画⑤：実態把握やニーズ把握のための仕組みづくりを行います
- ⑥ 行動計画⑥：実態やニーズの見える化を推進します
- ⑦ 行動計画⑦：事業ごとの目的の明確化・共有化を図ります
- ⑧ 行動計画⑧：事業を計画的・効果的に推進するための各種ツールを整備します
- ⑨ 行動計画⑨：エリア型、テーマ型リーダーを養成します
- ⑩ 行動計画⑩：多種多様なボランティアを養成します
- ⑪ 行動計画⑪：社協の使命・目的の共有を図ります
- ⑫ 行動計画⑫：専門知識・技術の習得を図ります
- ⑬ 行動計画⑬：地域・住民の社協認知度を高めめます
- ⑭ 行動計画⑭：気軽に行き来できる社協にします
- ⑮ 行動計画⑮：地域ごとの参加・参画の仕組みをつくり出します
- ⑯ 行動計画⑯：住民提案型の地域福祉事業をつくり出します
- ⑰ 行動計画⑰：他機関・組織との連携を強化します
- ⑱ 行動計画⑱：財源活用性の仕組みづくりに取り組みます
- ⑲ 行動計画⑲：経理、財務を改善し、経営を充実していきます
- ⑳ 行動計画⑳：財政的な自立性を向上するため、会費・寄付金等の財源確保を推進します
- ㉑ 行動計画㉑：民間助成団体による助成制度等を積極的に活用していきます

【みんなで取り組む福祉方向上プロジェクト】

- プロジェクト1**
おいでよ！みんなが集まる地域のたまり場
(関連行動計画：①②③④⑤⑥⑦⑧)
- プロジェクト2**
「はつばい食堂」でみんなを満腹!!
(関連行動計画：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨)
- プロジェクト3**
はつかいち「地域の結びび」物語
(関連行動計画：②⑤⑥⑦⑧⑨)
- プロジェクト4**
はつかいち子どもマイスターズ
(関連行動計画：①②④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪)
- プロジェクト5**
しあわせ貯金を始めよう!!
(関連行動計画：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩)

基本目標（１） 社会参加や役割発揮のための人づくり

参加の入口づくりを進めます

廿日市市内では、さまざまな地域で福祉活動が活発に行われています。自分のできることを地域の中で発揮しながら活動されている人がたくさんいます。しかし、その活動にたどりつけない、きっかけがつかめない人もたくさんいると思われれます。

この目標では、地域活動をしていくきっかけとなる講座の展開、そして、気軽に参加でき、役割を発揮できる場を作っていくための事業を行います。

1 ボランティア活動・福祉教育推進事業（市補助 56千円）〈行動計画10〉

福祉活動の担い手であるボランティアの活動の円滑な推進とともに、市内の小中学校が取り組む福祉教育活動を支援します。

- (1) ボランティア養成及び啓発活動
- (2) 福祉教育の支援（相談・ボランティア調整・体験指導・機材貸出等）
- (3) ささえ愛ネットはつかいちの活動支援

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・市域全域のボランティアグループのネットワークとしての「ささえ愛ネットはつかいち」を再興し、各地域を超えたボランティア活動が可能な環境を構築します。年1回以上、全地域での情報共有の時間（代表者と各事務所のボランティア担当者程度）を持ちます。
- ・各地域間の交流を活発にすることで、各地域の活動の活性化を図ります。

2 ファミリー・サポート・センター事業（市委託 8,562千円）〈行動計画16〉

地域で育児や介護などの援助を必要とする市民と、支援したい市民を組織化し、相互援助活動を推進します。活動を通して、地域の中で顔見知り・知り合いを増やして困ったときや、助けてほしいときに気軽に「困った…」が言い合える・助け合える地域づくりを目指します。

- (1) 会員の増加をねらいとした住民組織・関係機関の会議や広報などで事業の周知
- (2) 会員の組織化や資質向上のための研修会の開催
- (3) 活動中の提供会員へのサポートとアセスメント時における依頼会員の社会的役割の発見

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・地域で行われている助け合い活動と連携、役割分担を行います。
- ・提供会員が減少している地域もあり、地域の枠を超えた活動体制を整えるため提供会員の活動可能地域を調査、情報共有します。
- ・提供会員のスキルアップやリスクマネジメントを図るために、研修計画を見直すとともに、研修に参加しやすい環境を整えます。
- ・提供会員登録時の身分証明証の確認、チェックリストを使用した活動場所の確認、救命救急講習会への参加の呼びかけを行い、リスクマネジメント対策を推進します。
(廿日市地域)
- ・令和元年度にマッチングが困難だった地域（阿品・阿品台・宮内・地御前）の提供会員を増やすため、他事業の地区担当者と連携して事業の周知を重点的に行います。
(佐伯地域)

- ・子育て支援会議のメンバーに呼びかけ、提供会員増加を目指します。
(吉和地域)
- ・地域外からの提供会員を受け入れることができるよう体制を整えます。
(大野地域)
- ・ボランティア養成講座などの参加者へ事業説明し、提供会員の登録を促します。
(宮島地域)
- ・地域の広報にて周知を行うとともに募集活動を行います。

3 地域のつどい・サロン支援事業 (自主・共募・その他 870千円) <行動計画1,4>

地域の中で気軽に「見守り」活動ができるための拠点(つどい・サロン)を作っていきます。また、拠点が地域住民の力で自主運営され、地域に根付いた活動になるよう要望に応じた支援を行います。

- (1) 世話人の情報共有・不安解消のための交流会・連絡会議の実施
- (2) 地域住民へのサロン紹介・取次ぎ
- (3) 地域のつどい・サロン支援助成金の交付(高齢者サロン以外)
- (4) 小地域のお茶の間づくり事業の推進
- (5) レクリエーション用品の貸出し(カタログの作成・更新)
- (6) 計画的なサロン訪問によるニーズの把握
- (7) サロン情報の提供(マップ・活動集等の作成)
- (8) 出前サロンの開催(佐伯)
- (9) ふれあいサロンの開催(佐伯・吉和・大野)

[令和2年度具体的な取組事項]

(廿日市地域)

- ・前年度未訪問のサロンを中心にサロンの定期訪問を行い、ニーズの把握に努めます。
- ・サロン世話人の交流会(年4回)において、サロン運営に役立つ情報提供や世話人間の交流を行い、世話人の負担感や不安が軽減できるよう努めます。

(佐伯地域)

- ・定期的にふれあいサロンを訪問し情報収集に努め、各地域のコミュニティと連携して地域のつどい・サロンの運営支援、新規立ち上げを推進します。また、関係機関と連携し、サロンが開催されていない小集落へ出掛け、出前サロンを適宜開催します。

(吉和地域)

- ・地域のつどい・サロンの運営支援及び活動や開催について、吉和地域版の社協広報紙「ぬくもり」に掲載し、多くの方に参加してもらうよう、広く広報します。

(大野地域)

- ・地域のつどい・サロンを訪問し、活動の様子を大野地域版の社協広報紙「ふれまちだより」や「サロン訪問記」に掲載し、サロンの魅力を広く発信します。

(宮島地域)

- ・活動の相談を受け、他地域の情報収集・情報提供を行います。

4 遊びの教室事業 (自主・共募 104 千円) <行動計画1>

長期休暇中の在宅障がい児に豊かな経験の場や遊びの場を提供し、社会参加を促進するとともに民生委員やボランティアに障がいのある子どもを理解してもらうことで、地域の中の応援団を増やします。夏休み4回実施します。ボランティアセンターと連携して実施します。

[令和2年度具体的な取組事項]

(廿日市地域)

- ・事業実施の目的を保護者に理解してもらうために、参加者募集のチラシに事業実施の趣旨を伝える文章を掲載します。
- ・遊びの教室実施日前に、ボランティア講座を開催し、障がいについて学ぶ場を設けます。
- ・市社協担当職員及びきらりあ相談員、参加者の親族などと意見交換し、より適切な事業実施を目指します。

(大野地域)

- ・本事業の認知度を高めるため、対象者へチラシの配布や大野地域版の社協広報紙「ふれまちだより」などで、情報提供を行います。

基本目標（２） 組織（主体）の意識や活動を進化させます

廿日市市内には、各コミュニティの単位で福祉を考えていく中心になる組織があります。地域の福祉を考えていくためには、まず地域に暮らすみんなが、自分たちの地域についての思いを話し合うことからスタートする必要がありますが、小さな地域では担い手が少なく集めることが難しい、大きな地域では、組織がたくさんあって一同に会することが難しいなど、その地域独特の課題があります。

この目標では、生活支援体制整備事業の推進を中心に、地域福祉を考える核となる組織と連動しながら、福祉課題解決のための「地域の役割」を一緒に考えていきます。

1 生活支援体制整備事業（市委託 29,622千円）〈行動計画10〉

介護保険法の改正に当たり、高齢者の日常生活を支えていくための、生活支援の仕組みの充実や高齢者の社会参加促進に向けて、地域の多様な担い手による受け皿確保のための基盤整備を行い、多様な生活支援の仕組みを地域住民とともに創出します。

地域内で福祉課題の把握や解決方策の検討、地域資源の見える化、必要な活動の創出などについて協議する協議体の設置を進めます。

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・協議体の立ち上げ支援のための地域への働きかけを継続し、市内28地区（コミュニティ）での協議体づくりを目指します。
- ・第2層協議体が立ち上がった地域においては、第3層協議体と連動し、地域の共通課題などを第1層協議体に提案し、解決方策の検討につなげます。

（廿日市地域）

第3層域（11地区）の協議体未設置地区への立ち上げ支援を計画的に進めます。また、第2層協議体準備会の本格稼働を更に進め、第3層協議体と連動し、地域の共通課題の見える化を進めます。

（佐伯地域）

地域ケア会議参加団体を中心に4地区コミュニティの代表者や老人クラブなどの地域関係団体に呼びかけ第2層協議体設置を目指します。また、引き続き第3層域の各地区に協議体設置へ向けた支援を計画的に進めます。

（吉和地域）

「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」を、吉和地域の第2層協議体とし、協議の場の提供、情報提供・情報収集・啓発研修などを行います。

（大野地域）

第2層協議体（大野地域福祉推進委員会）の積極的な推進のため先進地への視察等を組み入れ契機づけします。また、大野第2・8・10区の第3層協議体の支援、及び他の区の第3層協議体設置に向けた働きかけを行います。

（宮島地域）

第2層協議体の機能を宮島地域コミュニティ推進協議会に、第3層協議体の機能を地域ケア連絡会議に、持ってもらおうよう継続的に働きかけます。

基本目標（3） 地域の問題解決に必要な情報を共有します

地域の問題を解決するに当たっては、同じようなことで悩んでいた地域の解決方法を知ることが、解決に向けての大きな方向付けになっていきます。個別の問題を抱えている人については、関係機関が情報を共有することで、困りごとを抱えている人への各機関の役割が明確になっていきます。

この目標では、情報収集に向けての事業、地域や関連機関に向けての情報発信の事業を行なっていきます。

1 福祉総合相談事業（市補助 1,514千円）〈行動計画17〉

福祉に関する総合的な相談窓口として適切な助言や各種専門機関の紹介等を行うとともに、ニーズキャッチに努めます。

(1) 心配ごと相談員による心配ごと相談の実施

廿日市地域：毎週火・金曜日

佐伯地域：毎週水曜日

吉和地域：第2・4月曜日

大野地域：第1・2・3・5木曜日（大野事務所）・第4木曜日（大野東市民センター）

宮島地域：第1・3月曜日

※各地域 13:00～16:00

(2) 職員による福祉総合相談の実施

平日 9:00～17:00

(3) 専門相談の実施

ア 司法書士法律相談（年12回）の実施

イ 認知症介護相談（毎月1回：廿日市地域・毎月1回：大野地域）の実施

(4) 心配ごと相談員研修の開催

市民の抱える悩みが多様化、複雑化、専門化している中、心配ごと相談員の研修会（全域：年1回、廿日市地域：年4回、佐伯・吉和・大野・宮島地域：年1回）を開催し、相談対応力の強化に努めます。

(5) 相談傾向の分析と福祉ニーズの把握

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・小冊子「くらしの相談」の情報を随時更新し、市社協ホームページや広報紙などを活用し、市民に周知します。
- ・相談員全体研修を定期的に開催し、相談員の相談スキルの向上を図ります。
（廿日市地域）
- ・認知症介護相談の回数を増やします。
（大野地域）
- ・「大野東市民センターだより」に心配ごと相談の記事を掲載してもらいます。

2 広報啓発事業（自主・共募 3,870千円）〈行動計画13〉

広報紙の発行やホームページを利用した情報提供を通じ、市民や各種関係機関に広く市社協の取組みや市内の福祉活動の動向を知らせ、住民の福祉への関心を高め、福祉活動への協力者を増やしていきます。

- (1) 市社協パンフレットの発行
- (2) 市社協広報紙「あいとぴあ」の発行
- (3) ホームページの運営

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・市社協広報紙「あいとぴあ」について、市社協が持っている考え方を具体的に伝えられるような文面づくりに取り組みます。
 - ・長期的な掲載スケジュールを策定することで、計画的に取材や文章づくりを行います。
- (大野地域)
- ・地域の福祉活動を積極的に発信します。

3 情報支援事業 (市委託 3,697千円) <行動計画4>

視覚・聴覚障がい者が、情報支援を受けることによって、社会参加の機会の拡充を図り、また地域社会の受入れ態勢の整備に努めます。

- (1) 奉仕員養成講座の実施
 - ア 視覚・聴覚障がい者の社会参加を支援し、障がいがある人への理解を深めるための各奉仕員養成講座の開催
 - イ 活動中の奉仕員のスキルアップのための講座や、利用者の声を反映させるための奉仕員との意見交換会、情報交換会などの開催
- (2) 視覚障がい者へ音訳テープ、デイジー録音、点字本による情報提供
広報はつかいち、市議会だより、あいとぴあ、さくらびあ物語、その他刊行物の音訳、点訳
- (3) 市、各団体から依頼された講演会、会議等への手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣調整

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・音訳奉仕員養成講座を開催します。
 - ・3年に1回の要約筆記奉仕員養成講座に加え、個別対応型の要約筆記者育成カリキュラムを、要約筆記サークルと確立させます。
- (大野地域)
- ・点訳広報紙を公共施設（市役所、大野支所、あいプラザ、はつかいち図書館、おおの図書館）に配布していますが、はつかいち図書館とおおの図書館はネットワークで連携可能であるため、本年度は1施設とします。

基本目標（４） 社会的孤立を見逃さないための 仕組みづくりを進めます

高齢者や障がいのある人たちへの制度サービスは、徐々に整備されてきてはいますが、どうしてもその制度サービスに当てはまらない問題を抱える人たちも地域には存在します。家族全員が生活のしづらさを抱えていて、サービスにたどりつけない人たちや、制度やサービスでは解決が難しい生活課題を抱えた人たちなどです。

この目標では、いわゆる「制度の狭間」の問題に苦しむ人たちへの支援や、高齢や障がい、その他さまざまな理由で社会的に孤立しがちな対象者への支援を行います。また、その解決を通じてさまざまな組織や機関と連携し、制度サービスにつなげていない人たちの発見や支援を行なっていきます。

1 ひきこもり支援ネットワーク構築事業（市補助・自主・共募 1,340千円）〈行動計画3〉

「学校に行っていないなくても」「就労していないなくても」当事者や家族が社会から孤立しないよう支援します。

また、「いじめ」や「貧困」など家族・地域などの関係性が子どもたちに影響を与えていることから、セーフティネットにかからない人たちにも目を向けた支援を検討していきます。

- (1) 親の会（月1回）の開催
- (2) 不登校の子ども・ひきこもりの若者のサロン（週1回）の開催
- (3) 理解促進のための学習会や講座の企画実施
- (4) 社会とつながるメニュー開発と実施
- (5) きっかけプロジェクトの協力者を募ります

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・広島市佐伯区・大竹市3社協で合同協議を行い、講演会やそれぞれの地域の社会資源について情報共有します。
- （廿日市地域）
- ・廿日市地区の民児協定例会で、不登校・ひきこもりについて講師を招いて10分程度のミニ講演会開催と、きっかけプロジェクトの協力者を募ります。

2 福祉車両貸出事業（市委託 3,957千円）〈行動計画13〉

身体上の障がいなどによって、日常生活を営むのに必要な移動手段が一般車両では困難な人に対して、福祉車両を貸し出し、移動を支援します。

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・市の運行要綱に沿った事業の在り方と利用者にとって使いやすい、公平な事業となっているかについて検討します。
- ・運転ボランティアと利用者と適切なコーディネートを行なっていきます。
- ・利用促進に向け、広報し関係団体などに周知を行います。

3 認知症高齢者等支援事業 (市委託・自主・共募1,385千円) <行動計画4、5>

認知症等になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを目指し次のことに取り組みます。

(1) 認知症にやさしい地域づくりネットワークの形成

地域の公共機関、FM放送局、町内会、事業所などのネットワーク協力機関の連絡網を通じ、早期発見・早期保護の迅速化、保護後のケア体制の強化

ア はいかいSOSネットワーク運営会議(年1回)の開催

イ 啓発活動の実施

(ア) 講演会「誰もが安心して暮らせる廿日市を考えるつどい」(年1回)の開催

(イ) 市広報紙の活用による事業の周知

(2) 徘徊高齢者家族支援サービスの実施

徘徊等がある人の家族などへの位置検索端末機器の貸出し(位置検索端末機の調査、検証による機器の見直しを行います)

(3) 認知症高齢者支援会議の開催

認知症の人と家族の会、市民の会、日本赤十字広島看護大学、地域包括支援センター、市高齢介護課、市老人クラブ連合会、認知症初期集中支援チームなどとともに認知症関連の課題や取組みについて協議し、実践につなげます。

(4) 認知症サポーターの養成及びキャラバン・メイト活動との連携

ア 認知症サポーター養成講座の開催(地域・職域・学校)

イ 認知症サポーターによる実践編の検討

ウ キャラバン・メイトの住居や職場の近くで開催する講座への参加要請

(5) キャラバン・メイト連絡協議会の運営

ア キャラバン・メイト運営推進委員会(年2回)の開催

イ キャラバン・メイト全体会及び研修会(年2回)の開催

ウ キャラバン・メイト地域部会の開催

[令和2年度具体的な取組事項]

・はいかいSOSネットワークの広域連携での運用面を強化するため、佐伯区、大竹市との協議、シミュレーションを進めます。

・徘徊高齢者家族支援サービスの貸出機器であるココセコムについて、現貸出機器とは別の機器、手段(どこシル、QRシール等)について、調査・研究し関係機関との協議を重ね、令和3年度からの移行に努めます。

(廿日市地域)

・各市民センター、市役所、学校等での認知症サポーター養成講座を開催します。

(佐伯地域)

・キャラバン・メイトの掘り起こしを行い、実働できる登録者を増やします。

(吉和地域)

・佐伯地域のキャラバン・メイトと協力し、認知症の理解に努めます。

(大野地域)

・キャラバン・メイト地域部会主催で一般市民が参加しやすい形の認知症サポーター養成講座を年1回開催します。

(宮島地域)

・小学生を対象とした認知症サポーター養成講座を開催します。

4 地域のつどいの場立上げ支援事業（市委託 949千円）〈行動計画4、5〉

地域の高齢者が集える場の新規立ち上げに対し助成金を交付し、新たなつどい・サロンづくりの支援を行います。

[令和2年度具体的な取組事項]

(廿日市地域)

・新規立上げの際、また助成期間の3年間を経過した後に、円滑なサロン運営が行なえるような説明や助言を引き続き行います。

(吉和地域)

・吉和地域版の広報紙「ぬくもり」に掲載し、事業の内容や相談できる体制について周知を図ります。

(大野地域)

・本事業についての認知度を高めるために、大野地域版の広報紙「ふれまちだより」などで住民への情報提供を行います。

5 生活困窮者自立相談支援事業（市委託 21,000千円）〈行動計画5〉

経済的に困窮している世帯やその可能性のある世帯（生活困窮世帯）の生活や就労などの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、市関係課や福祉就労などの関係機関と連携し、さまざまな支援を包括的かつ早期に行い、自立の促進に努めます。

また、経済的に困窮し、食料の確保などに困っている人たちに対し、緊急で一時的に必要な食料を提供することにより、生活困窮世帯の自立を促進します。

(1) 自立相談支援事業

ア 訪問支援等（アウトリーチ）も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援します。

生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口を置くことで、情報とサービスの拠点として機能させます。

イ 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画（自立支援計画）を作成します。また、地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりを担います。

(2) 住居確保給付金の相談・申請受付

離職等により経済的に困窮し、住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮世帯であって、所得等が一定水準以下の世帯に対して、有期で住居確保給付金を支給し、安定した住居の確保と就労自立を促進します。

(3) 一時生活支援事業の相談・申請受付

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、住居に関する相談を受ける。相談内容により、一時生活支援事業の申込みを受け付け、就労に向けた支援を行います。

[令和2年度具体的な取組事項]

・生活困窮者の早期発見のため、民生委員や関係機関に配布できるような事例集を作成します。（家計改善支援事業についても含む）

6 生活困窮者家計改善支援事業（市委託 4,611千円）〈行動計画5〉

生活困窮者自立相談支援機関「はつかいち生活支援センター」が包括的・一体的に「生活困窮者家計相談支援事業」を実施します。

相談者の家計の状況の「見える化」を行い、本人の経済的自立への意欲を引き出し、アセ

スメント（家計診断）、家計支援計画の作成（支援の提案）、家計表等の活用や出納管理を通じて家計収支の均衡を図り、家計管理能力を高めるための支援を行います。

- (1) 家計管理に関する支援（家計診断、家計表・家計支援計画の作成）
- (2) 滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消や年金など各種給付制度等の利用に向けた支援
- (3) 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口）
- (4) 必要に応じた生活資金貸付のあっせん
- (5) 他の支援機関へのつなぎ

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・生活困窮者の早期発見のため、民生委員や関係機関に配布できるような事例集を作成します。
- ・経済的な支援にかかる職員の局内学習会を年2回程度開催します。

7 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業（市委託 7,566千円）〈行動計画5〉

生活困窮者自立相談支援機関「はつかいち生活支援センター」が包括的・一体的に「生活困窮世帯の子どもの学習支援事業」を実施します。

「貧困の連鎖」を防止する観点から、生活困窮家庭の子どもへの学習支援や仲間と出会い活動できる居場所づくり、学習の重要性についての保護者の理解の促進などの支援を実施します。

- (1) 訪問による学習支援
 - ア 子どもに対する学習支援
 - イ 親に対する包括的支援
- (2) 集合型の学習支援の実施
- (3) 相談支援体制の構築
- (4) 生活困窮世帯の子どものアウトリーチ及び学習情報の収集
- (5) 関連事業又は関連機関・団体とのネットワークの構築

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・子どもの状況や相性を考慮したうえでボランティアとのマッチングを促進し、効果的な支援の為にボランティアへのフォローアップ研修を年2回程度行います。
- ・廿日市市内の集合型も含めた交流イベントを開催します。
- ・ひきこもり事業と連動し、さまざまな体験の場を見える化します。
- ・あいプラザにて集合型の学習支援を定期開催できるよう体制を整えます。

8 生活困窮者支援体制推進事業（市委託 8,106千円）〈行動計画4〉

生活困窮者の生活改善や就労支援など、相談者一人ひとりに合わせた支援を強化するとともに、個別の相談によって把握した地域課題の蓄積を基に、支援が必要な人の社会的孤立の防止と早期発見や自立支援のためのネットワーク等の取組みを推進し、生活困窮者の自立を促進します。

- (1) 就労訓練の推進
 - 就労訓練事業者を開拓するための仕組みづくりを行い、就労訓練事業の推進を図ります。
- (2) 住居支援の取組強化
 - 生活困窮者が自立した生活を継続していくために必要な住居に関する社会資源を開拓し

ます。

(3) 住民参加型生活困窮者支援事業（フードバンク事業）

生活困窮者が自立した生活を継続するために必要な物資（食料品・生活に必要な器具什器など）の収集の企画・実施と、収集物資の管理・運営を行います。

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・ 中間的就労の促進に関する仕組みを作ります。
 - ① 就労体験、見学の受入れ企業を開拓し、就労に対する動機づけができる仕組みを作ります。
 - ② 無料職業紹介事業について、前項と合わせて求人開拓を行います。
 - ③ 廿日市市内の企業について、雇用に関する課題を把握し、解決策を検討します。
- ・ 居住支援に関するネットワークを組織し、住居確保要配慮者に対する支援体制を検討、構築します。
 - ① 住居確保要配慮者が抱える課題（身元引受、家賃保証、見守り等）が解決するよう廿日市市の支援体制を構築します。
 - ② 住宅確保要配慮者に対する支援体制を構築するため、協力企業等を開拓します。
 - ③ 不動産関連事業者に対して、住居確保給付金制度を中心に生活困窮者自立支援事業の理解を促します。
- ・ 緊急支援物資に関する提供体制を構築します。
 - ① 他の機関と協働による緊急支援物資（主に食糧）の提供体制を構築します。
 - ② 食糧等の提供企業を開拓します。

9 福祉サービス利用援助事業（県社協委託・自主 9,887千円）〈行動計画17〉

高齢や障がいによって判断能力が低下し生活に不安がある人たちの権利擁護にあたるとともに、一層の支援体制充実に向けた取組みを進めます。

(1) 生活支援員の確保、資質の向上

- ア 社協のネットワーク等を通じた新規生活支援員の確保
- イ 生活支援員を対象とした研修会及び交流会（年2回）の開催
- ウ 新規生活支援員確保のため、生活支援員養成研修（年3回）の開催

(2) 関係機関との連携強化

- ア 多問題家族における生活課題や虐待のあるケース等の解決にあたるため、専門職、行政、民生委員、諸機関及び近隣住民との連携の強化
- イ 利用者への長期にわたる安定的な支援の実施や困難ケースの支援について対応していくために、弁護士等専門職との「利用調整会議」（年1回）の開催
- ウ 金融機関や医療機関、法律関係機関などとの連携を強化するため「運営連絡会議」（年1回）の開催
- エ 困難ケースについては、課題解決のための担当者会議の適宜開催

(3) 組織内の連携強化及び担当職員の資質の向上

- ア 廿日市事務局内の「かけはし所内会議」（月1回）の開催
- イ 各事務所担当者との「事業担当者会議」（年2回）の開催
- ウ 全社協、県社協などが行う研修会や会議への参加

(4) 利用者自身の地域福祉活動への参画による孤立の解消とそれを支える地域づくり

- ア 利用者自身のこれまでの経験、特技などの「強み」と地域との接点づくり
- イ 守秘義務等を考慮しながら、専門職以外の「利用者の理解者」を増やし、利用者が地域で役割を持ちながら生活を送ることができる地域づくり

(5) 事業の周知及びニーズの掘り起こし

- ア 広報紙やホームページを活用し、市民や関係機関等へ本事業を幅広く周知し、ニーズの把握をしていきます。
- イ 出前事業説明会の実施
- ウ 事例を通してのニーズ把握
- エ 関係機関との連携により、隠れたニーズの把握及びニーズの発掘に努めます。

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・本事業における職員の資質向上や適性な支援体制づくりに取り組みます。具体的には、困難ケースについて、担当者による事例検討会を行い、事例提供、進行などの役も担いながら専門員としての力を高めていきます。必要に応じて、他事業の担当者を交えての実施も取り入れていきます。
- ・安心してもらえる支援を継続的に行なっていくため、利用者からの預かり物や個人情報等の取扱いについて、職員研修の実施や所内手続きの改善、様式の見直しなどを行い、管理体制の強化に取り組みます。
- ・生活支援員養成研修の開催などにより、生活支援員の登録者数を増やし、利用者に対する生活支援員の活動割合の増加に努め、安定した支援を行います。
- ・利用者が居住する地域とのつながりを作るため、地域行事への参加や利用者の強みを生かした活躍の場を作ることができるように取り組み、このことを意識した利用者の概況や支援計画の作成、関係者との情報共有により実現へ向けて検討します。

10 法人後見事業 (自主2,100千円) <行動計画17>

法人として成年後見人、保佐人若しくは補助人を担うことによって、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下、成年被後見人等）を保護、支援し、誰もが安心して日常生活を送ることができる地域づくりに取り組みます。

(1) 関係機関との連携強化

法人後見事業運営委員会を開催し、成年被後見人等の権利擁護のため、弁護士、司法書士、社会福祉士等の職能団体及び行政等とのさらなるネットワークの強化に努めるとともに成年後見制度利用促進法に基づく体制づくりを検討していきます。

(2) 組織内の連携強化及び担当職員の資質の向上

- ア 担当者研修会及び後見支援員研修会の実施
- イ 全社協、県社協などが開催する研修会や会議への参加

(3) ニーズの掘り起こし

福祉サービス利用援助事業（かけはし）契約者の中で、成年後見制度の活用が必要な人に対して、円滑な制度移行を支援します。

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・安定して事業を運営できるように事務局職員及び後見支援員の資質向上のため、研修会等に参加にします。また、相談可能な専門職アドバイザーとの契約を進めます。
- ・安全に後見事務を遂行できるように財産管理及び各種手続きなどにおける業務の標準化、マニュアル作成に取り組みます。
- ・成年後見制度利用促進法における中核機関の設置に向けて、市担当課（地域包括支援センター、障害福祉課等）と協議を重ねながら準備を進めていきます。具体的には、地域福祉計画への記載や検討会議、勉強会などを開催します。

1 1 生活福祉資金貸付事業 (県社協委託 1,789 千円) <行動計画6>

低所得者・障がい者・高齢者等に対して、資金貸付と民生委員による必要な相談援助を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の向上、促進を図り、生活の自立と安定に向けた支援を県社協とともにを行います。

また、失業者等であり日常生活全般に困難を抱えている人に、生活の立て直しのための資金貸し付けと継続的な相談支援など、自立を目指した支援を行います。

- (1) 計画的な償還につながるように、借受人・連帯保証人・民生委員と連携した支援の実施
- (2) 滞納者に対する償還指導の実施

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・長期の滞納者について、生活状況の再調査を行い、償還開始を促します。
- ・はつかいち生活支援センターと連動し、家計支援につなげます。
- ・民協定例会で、この事業での民生委員の役割について説明を行います。

1 2 緊急生活安定資金貸付事業 (自主 1,000 千円) <行動計画11>

生活困窮の状態にある人に対して、緊急的かつ一時的な資金貸付と必要な相談援助を行うことにより、経済的自立及び生活の安定を目指します。

- (1) 借受人に対する計画的償還指導及び生活課題に対する相談支援の実施
- (2) 滞納者に対する償還指導の実施

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・長期の滞納者について、生活状況の再調査を行い、償還開始を促します。

[廿日市・佐伯・吉和地域]

1 3 障がい児者指定居宅等介護事業 (自主・廿日市・佐伯・吉和 24,682 千円) <行動計画4>

自己決定を尊重し、地域で安心して暮らせる障がい児・者福祉の推進を目指します。

- (1) サービス提供に伴う契約実施
- (2) 訪問介護員の登録・派遣を実施
- (3) 研修会の開催
- (4) 県や厚生労働省への調査協力や関係機関との連携

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・令和3年度に「行動援護」サービスを実施するため、社協登録ヘルパー等に「強度行動障害養成研修」受講を呼びかけ、行動援護サービス実施に向けてサポートしていきます。また、行動援護事業所指定にかかる書類の準備を行います。
- ・活動中のガイドヘルパーが各事務所で減少しているため、社協主催のガイドヘルパー養成研修を行う必要性があります。
- ・支援の問題点を抽出し、改善に努めます。
- ・各事務所(廿日市・佐伯・吉和)間で連携し、ニーズに合った支援を行います。

基本目標（５） 多様な主体の強みを生かした 新しい支えあいを育てます

廿日市市内には多くの企業が存在し、さまざまな地域貢献活動が行われています。市社協も、イベント開催時の寄付や災害時の物品提供、サロンでの情報提供などの形で協力を得ています。

今後、さらに福祉の分野で、企業・事業所の社会貢献活動を推進していくためには、それぞれの企業の得意分野を分析し、福祉的課題を抱えている対象者とうまくマッチングすることが必要となります。

この目標では、地域ごとに企業とのつながりづくり、調査、プログラムづくり等の事業を、既存の事業の中に織り込みながら取り組んでいきます。

1 災害救援事業（自主・共募 104千円）〈行動計画17〉

平常時の「共助」意識の市民への啓発と、緊急時に実働できるシステムとして「廿日市市被災者生活サポートボラネット」の活動を推進します。

- (1) 「廿日市市被災者生活サポートボラネット」推進会議（年2～3回）の開催
- (2) 講演会（年1回程度）の開催
- (3) 市域での災害シミュレーション及び各地域での防災講座等の（年1回程度）の開催
- (4) 被災市町における活動支援
- (5) 他市町との広域的な連携の強化（会議や災害時の連携の強化）

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・廿日市市域での発災時、被災者生活サポートボラネットが実働できるよう、構成団体の長等だけでなく構成員の参画を促します。
- ・シミュレーション研修やマニュアルの周知、浸透に取り組み続けることで、より実践的な備えを行います。
（吉和地域）
- ・市全域で行う研修に、吉和地域住民の参加を促し、市全域のつながりを作ります。
（大野地域）
- ・大野地域版の社協広報紙「ふれまちだより」などを通じて大野地域に本事業を周知し、関係団体の参画を呼び掛けます。

2 福祉人材育成事業（県社協助成・自主 1,092千円）〈行動計画17〉

廿日市市の福祉・介護人材の安定的な確保・育成・定着に向けた取組みを関係機関と協働して進めます。

- (1) キャリアスタート（中学生）の受入れ
- (2) 社会福祉士受験に係る社会福祉援助技術実習の受入れ
- (3) 廿日市市福祉・介護人材確保等総合支援協議会の運営協議会（年2回以上）の開催
市内の関連団体からの福祉人材に関するニーズ、課題に対応する必要な取組みの構築と、それに取り組む活動主体（プロジェクトチーム等）の組織化とその拡大に取り組みます。
- (4) 福祉施設職員相互研修事業の企画・実施

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・廿日市市福祉・介護人材確保等総合支援協議会の活動に対し、参画する職員や施設・事業所を増やせるよう働きかけ続けることで、より効果的な活動を行なっています。

3 日本赤十字社活動資金募集協力事業 (日赤 1,700千円) <行動計画17>

地域住民にとって、赤十字活動が身近で親しみやすいものになるように赤十字事業の趣旨の周知・PRを行い、活動資金募集目標額の達成に努めます。

- (1) 日赤活動資金募集運動の実施 (5月)
- (2) 災害時に関係機関との密な連携による速やかな救援物資の交付
- (3) 災害発生時の義援金・救援金の募集及び救援情報などの周知
- (4) 市内の小・中学校への青少年赤十字加盟校へ新たな加盟の促進、必要に応じた事業説明の実施
- (5) 赤十字奉仕団との連携、地域防災活動の支援
- (6) 赤十字講習会の実施及び開催案内

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・迅速な被災者への対応が行えるように、災害救援物資の保管と管理を各地域で行うための体制づくりを検討します。
(廿日市地域)
- ・口座振替等を利用した個人会員の拡大を推進します。
(宮島地域)
- ・世帯数が減少しているため寄付金額が減少傾向にありますが、各総代に対して協力をお願いします。

4 共同募金運動協力事業 <行動計画17>

地域住民が主体的に自分たちの地域を「持続可能な地域社会」にできる環境にするために、共同募金が民間福祉活動を支える重要な財源であるという趣旨を周知し、募金目標額の達成に努めます。

- (1) 赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動の実施
- (2) 地域テーマ募金の普及推進
- (3) 地区別地域福祉推進会議等でのPRの実施
- (4) 共同募金委員会運営委員会、審査委員会の開催

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・助成団体評価シートを作成し、福祉団体への助成が適切であるか精査を行います。
- ・助成団体の福祉事業と社協事業との協働を図り、活動の活性化、普及等に努めます。
- ・法人団体、企業への募金運動の拡大に努めます。
- ・地域福祉推進特別配分事業の推進に努めます。

5 福祉団体等支援事業 (自主・共募・市補助 3,168千円) <行動計画17>

福祉団体が実施する福祉事業に対し、活動に対する助成を行うことにより住民福祉活動及

び自主運営を促進します。

- (1) 福祉団体及び福祉活動に対する助成金の交付
- (2) 各団体との協働事業の模索
- (3) 福祉関係団体事務支援事業(吉和、宮島)の実施

[令和2年度具体的な取組事項]

(廿日市地域)

- ・引き続き助成団体の精査をしていき、助成が必要な団体に必要な支援が行えるよう取り組んでいきます。

(佐伯地域)

- ・財政面での支援だけでなく活動への関わりを図り、連携強化に取り組みます。

(吉和地域)

- ・福祉関係団体の継続的な運営のため、財政支援及び事務支援を行い、住民福祉の活動を促進します。

地域事務所での取組み

【廿日市地域】

〈地域の特性と現状〉

多彩な人たち 社会資源が集うまちふくしの要 はつかいち

廿日市市の中心に位置する地域です。昭和31年（1956）年、廿日市町・平良村・原村・宮内村・地御前村が合併して新・廿日市町が発足し、その後市制移行しました。

この町の名前の由来となった二十日の市は、観光協会を中心に毎月20日に実施されています。平成17（2005）年、最後の合併の後、新たな廿日市市の中心部として機能しています。

広電、JRの通る交通網の整備が比較的充実している沿岸部、広島市のベッドタウンとして開発された団地を抱える地域など地域性は多様です。

11の小学校区に自治組織があり、それぞれのコミュニティ単位で、話し合いの場づくりをすすめています。

基本目標（1） 社会参加や役割発揮のための人づくり、参加の入口づくりを進めます

1 ボランティアセンター活動推進事業（自主・市補助・共募 321千円） 〈行動計画10〉

福祉活動の担い手であるボランティアの活動が円滑に進められるように、また、市内の小中学校が取り組む福祉教育活動に対し支援します。

- (1) 計画的なボランティア活動推進体制の整備
- (2) 個人ボランティアに対する積極的な情報と活動の場の提供
- (3) 応援会議（近隣大学の学生と教職員等との連携による若い世代の担い手づくり）の実施
ア 大学との連携強化
イ ボランティア入門講座の開催
ウ 大学でのボランティア講座の開催
- (4) 他事業と連携したボランティア育成（遊びの教室、サロン事業）
- (5) ささえ愛ネットはつかいち廿日市支部の活動支援
- (6) 各地域の福祉まつりへのボランティア参加支援

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・登録ボランティアに対して、活動や研修の機会に関する情報を継続して提供していくなど、フォローアップに力を入れます。
- ・ボランティア活動者のステップアップや、他の活動や団体との接点づくりについて、ボランティアグループと協働して創造していきます。
- ・登録者名簿や、活動記録を整備することで、協力者の見える化に取り組むと同時に、継続的な人材育成に取り組みます。

2 精神障がい者福祉支援事業 (廿日市 共募 23 千円) <行動計画4>

当事者のニーズに応じた普及啓発講演会など、市社協にできる取組みを展開していきます。

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・精神保健福祉の社会資源紹介チラシを更新し、関係機関へ配布を通して周知を図ります。
- ・精神保健福祉ボランティア講座を開催し、精神障がいの理解を広めるとともに新規のボランティアを養成します。また、そのボランティア登録者の実践活動につながるよう丁寧な情報提供や精神保健ボランティアグループ、福祉施設とのパイプ役として支援していきます。

3 あいプラザまつり事業 (廿日市 自主・共募 270 千円) <行動計画1>

(1) 市社協活動の紹介、賛助会員の募集

(2) 世代間交流の促進

ボランティア体験コーナーやパネル展示等でボランティア活動を紹介します。またサロン体験などを通じて、世代間交流を深めます。

(3) ボランティア活動の機会の提供

市内福祉団体がバザー出店することで市民に団体を紹介し、つながりを深めます。また、バザー出店している市内福祉団体同士の交流や学生ボランティアの参加によって、地域とのつながりづくりやボランティア経験を積む機会とします。

無料体験コーナー、展示コーナーおよびオープニングを含め市内作業所の活動を紹介します。

(4) 共同募金活動の普及

廿日市小学校児童、市内作業所のメンバー及び廿日市地区共同募金委員会運営委員などによる赤い羽根共同募金活動を実施します。

(5) 3部門合同企画会議の開催

あいプラザまつりを構成する全3部門（ボランティア体験部門、作業所体験部門、バザー一部門）で企画会議を開催することで、共同参画の意識向上を図り、支え合いの機会創出に取り組みます。

(6) 市社協と市健康推進課（あいプラザ館内）、市生涯学習課（生涯学習フェスティバル）などと合同スタンプラリーの実施

(7) 障がいのある方への社会参加の機会の提供

あいプラザまつりの準備及び当日の運営、障がい児・者が参加する機会を提供します。

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・日頃の活動との連動をより実感できるような取組みを、3部門合同企画会議で検討、実施します。
- ・日頃、一緒に活動していない団体、グループ同士の協働の場面を作ることで、ささえあいの輪がより広がるよう取組みます。

基本目標（２） 組織（主体）の意識や活動を進化させます

1 小地域ネットワーク事業（自主・共募 283 千円）〈行動計画15〉

廿日市地域内の11地区それぞれにおいて、「地域住民が問題に気づき、どうしたらよいか考え、力を合わせて問題解決に取り組む」ための仕組みを作ります。そのために必要な活動主体の組織化を計画的に進めます。

また、組織化された活動主体を地区社協等として位置づけるとともに、協議協働機能を持たせることにより、生活支援体制整備事業における第3層協議体づくりにつなげます。

- (1) 活動推進に必要な助成
- (2) 必要な情報提供や助言
- (3) 活動や取り組みの見える化

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・ 11地区全てのアセスメントを実施します。
- ・ 第3層協議体未設置地区への地域組織化の支援を継続します。
- ・ 複数地区が連携協働する生活支援活動づくりを推進します。

【佐伯地域】

〈地域の特性と現状〉

やさしさで つながるまち さいき

廿日市市内の沿岸部と北隣にある吉和地域との山間部に位置します。昭和30（1955）年、佐伯郡津田町と浅原村・玖島村・友和村・四和村が合併して佐伯町が発足。その後、平成15（2003）年に吉和村とともに旧廿日市市と合併しました。

地域の特性として、農村地帯で自然豊かな環境がある反面、若年層の都市部への流出、少子高齢化により過疎化が進行しています。

福祉の面では、高齢者総合サービスセンター「さいきせせらぎ園」「ゆうわせせらぎ園」、障害者支援施設「広島ひかり園やすらぎ」「広島ひかり園まごころ」、障害者支援施設（知的障がい者更生施設・生活介護・グループホーム）「友和の里」、就労継続支援B型「夢工房」、「にじのえき」、福祉ホームB型「エスペランサ」といった様々な分野の福祉施設があり、充実しています。

基本目標（1） 社会参加や役割発揮のための人づくり、参加の入口づくりを進めます

1 ボランティアセンター活動推進事業（自主・共募 230千円）〈行動計画10〉

福祉活動の担い手であるボランティアの活動を支援します。

- (1) ボランティアに関する相談・調整・情報提供等の各種支援
- (2) れすとはうす「花かご」の管理運営
- (3) ささえ愛ネットはつかいち佐伯支部「ひまわり会」の活動支援
- (4) ボランティア養成講座の開催
- (5) ヤングボランティアスクールの開催
 - ア 中・高校生を対象にボランティア体験学習の実施
 - イ 小学生を対象にした夏休みボランティア体験学習の実施（手話教室、福祉施設の利用者との交流など）

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・小・中・高校生のボランティア体験学習（年3回）やその他ボランティア養成講座（年1回）を開催し、ボランティア活動への理解・関心を深め、ボランティアの増加、資質の向上に取り組みます。

2 障がい児・者福祉支援事業（自主 90千円）〈行動計画3〉

障がいのある人とその家族への理解を深めていただき、地域で支え合う仕組みづくりを進めます。

- (1) 障がい児地域支援システムの構築
 - 関係機関と連携し、未就学から学齢期それぞれのライフステージで障がいのある子どもたちに、どのような支援や関わりが必要なのかを協議するなど当事者及びその家族への支援を行います。
 - ア 療育相談会の開催

- イ 津田市民センターとの共催による、障がい児を対象とした交流事業の実施
- (2) わんぱく旅行実行委員会への支援
障がい児・者の社会参加の促進、保護者の交流・情報交換・相談の場となる事業を行います。

[令和2年度具体的な取組事項]

・障がいのある人とその家族への理解と支援を推進するため、関係団体と連携し、療育相談会や学習会など事業の充実に取り組みます。また、当事者や家族からヒヤリングし、意見を事業内容に反映させ、改善に取り組みます。

3 精神障がい者福祉支援事業 (自主・共募 30千円) <行動計画4>

精神保健福祉についての理解者や支援者を増やし、地域での支援体制づくりを進めます。

- (1) 当事者支援
- ア 精神保健福祉サロン「ちゅうりっぷの会」への支援
- イ おしゃべりサロン「こぶし会」(家族会)への参画
- (2) ボランティア養成
- 精神保健福祉について啓発するとともにボランティア及び関係者の資質向上のため、「精神保健福祉講座」を開催します。

[令和2年度具体的な取組事項]

・精神疾患や精神障がい者に対する正しい理解の促進を図るため、精神保健福祉講座(年1回)を開催します。また、精神保健福祉講座を通じて当事者支援へつなげるボランティア育成を行います。

4 地域のつどい・サロン支援事業【重点】(地域分:自主・共募 380千円) <行動計画15>

地域のつどい・サロンの円滑な運営を支援し、新規立ち上げを推進します。

- (1) サロン連絡会議やサロンミニ講座の開催
連絡会議や講座を通じた世話人同士の交流や情報交換と社協からの情報提供などにより、サロン運営の活性化を図ります。
- (2) 地域のつどい・サロンづくりの支援及び助成金の交付
- (3) 出前サロンの開催
サロンが開催されていない小集落に出向いてサロンを開催し、自主開催につなげます。
- (4) ふれあいサロン「オルゴール」の開催
玖島・津田・浅原・友和の各市民センターで月1回ずつ開催し、地域の集いの場として孤立化や介護予防につなげます。
- (5) 未就園児を育てる保護者と子どものサロンへの支援
佐伯・吉和子育てネットワーク会議に参画し、赤ちゃんすくすく広場を支援します。
- (6) お茶の間サロン「花かご」の支援
毎月1回の世話人会議に参加し、サロンの安定的運営を支援します。
- (7) ふれあいサロン活動集の作成
- (8) レクリエーション用品の貸出し

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・定期的にふれあいサロンを訪問し情報収集に努め、各地域のコミュニティと連携して地域のつどい・サロンの運営支援、新規立ち上げを推進します。また、関係機関と連携し、サロンが開催されていない小集落へ出掛け、出前サロンを適宜開催します。

基本目標（2） 組織（主体）の意識や活動を進化させます

1 地域福祉活動事業【重点】（自主190千円）〈行動計画13〉

福祉課題解決のために、地域住民や福祉関係機関と連携し、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

(1) 福祉委員活動推進事業

ア 地域の福祉問題やニーズを発見し、課題解決のために近隣住民に働きかけ、地域で協力・連携することを目的とした福祉委員活動を推進させます。

イ 年2回（4月・9月）福祉委員会議を開催し、福祉委員の役割や、社協会費・共募募金活動等の協力について、玖島、友和、津田・四和、浅原の4地区と、地域全体会を行います。

(2) 福祉施設等連絡会の開催

佐伯地域での施設間の交流・連携を図り、共通の問題を取り上げ、今後の取組みについて検討する場として福祉施設等連絡会を開催します。

また、個別支援については、地域ケア会議などを随時開催します。

ア ヤングボランティアスクールへの協力

イ 市民交流事業（各地域福祉まつり）を通じた連携

(3) 広報啓発活動

佐伯地域版の広報紙「ひまわり日和」の発行

(4) 過疎地域における福祉活動の促進

関係機関との連携のもと、過疎地域における福祉活動の活性化を図ります。

(5) 各地域のコミュニティ支援

ア 玖島、友和、津田・四和、浅原のコミュニティ活動支援及び助成金

イ 地域のつどい・サロンの運営及び活動支援

ウ 地域での支え合い体制づくりに向けた、地域課題についての検討会の開催

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・佐伯支所をはじめ、民生委員児童委員協議会や地域の福祉施設、各地域のコミュニティなど関係諸機関と連携し、過疎地域における福祉問題やニーズを探りながら、出前サロンなどを開催し、各地域における社会福祉活動事業を推進します。
- ・地域の実態把握や要望等を把握するため、関係団体や地域の行事に参加し、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。
- ・福祉施設・行政などの関係機関と連携し、生活支援体制整備事業の第2層・第3層域の活動につなげていきます。

基本目標（3） 地域の問題解決に必要な情報を共有します

1 地域福祉活動事業（基本目標（2）－1）

(1) 広報啓発活動

佐伯地域版の広報紙「ひまわり日和」を年6回（奇数月）に発行

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・地域ニーズを十分意識し、地域住民が必要としている情報発信に努めます。
- ・認知度を向上させ、地域福祉活動への住民参加促進に取り組みます。

2 心と心のハーモニーフェスタ（福祉団体等支援地域分：自主・共募 893千円）

福祉施設や行政・関係機関と連携し、「実行委員会」による地域ぐるみのイベントを目指します。

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・本イベントを通じて、当事者や福祉施設・行政などの関係機関と連携することで、社会福祉協議会の取り組みを地域に周知させていきます。

【吉和地域】

〈地域の特性と現状〉

自然とぬくもりの里 よしわ

吉和地域は、廿日市市北部に位置し、北に十方山（1,318m）西に冠山（1,339m）と山に囲まれ、中央に太田川が流れる緑豊かな盆地で、標高は580mの高冷地で、夏は涼しく、冬は厳しい積雪寒冷地です。

自然豊かな吉和を求め一年を通して多くの観光客が訪れており、都市と農村との交流がなされています。

福祉施設はデイサービスセンター（「よしわせせらぎ園」が運営）があり、医療施設も吉和診療所のみでした。

現在の高齢化率は49%で、今後も少子高齢化が進むことが懸念される中、平成28年10月に、「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」から発足した「NPO法人ほっと吉和」が設立され、まちづくりの推進や福祉の増進を図る事業活動として、平成29年4月から「人材センター事業」、8月からは「泊りの見守り事業」が行われている。また、当初からの計画でもある「福祉バス運行事業」についても、今年度中に運行できるよう進められていきます。

基本目標（1） 社会参加や役割発揮のための人づくり、参加の入口づくりを進めます

1 ボランティアセンター活動推進事業（市補助・共募45千円）〈行動計画10〉

福祉活動の担い手であるボランティアの活動を支援します。

- (1) ボランティアに関する相談・調整・情報提供などの各種支援
- (2) ささえあいネットはつかいち吉和支部（ボランティア吉和）の支援

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・吉和地域ボランティア（ボランティア吉和）を育成するため、他地域のボランティア団体との交流やボランティア活動、研修等について支援し育成を図ります。
- ・地域住民や小・中学校児童生徒との交流会、「すこやかプラザまつり」などで、ボランティアへの関心や理解を深めるため啓発活動を行います。

2 地域のつどい・サロン支援事業（地域分：共募10千円）〈行動計画15〉

地域の中で気軽に「見守り」活動できる拠点（つどい・サロン）を作っていきます。

また、拠点が地域住民の力で自主運営され、地域に根付いた活動になるよう要望に応じた支援を行います。

- (1) つどい・サロンの運営支援
 - ア ふれあいサロン「カローリングのつどい」（1～3月、毎週1回）の開催
 - イ 年間を通した「囲碁のつどい」（毎週金曜日）の開催
 - ウ 歌が好きな人の集まり「カラオケサロン」（月2回、1月～3月は毎週月曜日）の開催
 - エ 百歳体操「いきいきサロン」の開催（毎週火曜日）
- (2) レクリエーショングッズの貸し出し

[令和2年度具体的な取組事項]

・地域のつどい・サロンの運営支援及び活動や開催について、吉和地域版の広報紙「ぬくもり」に掲載し、多くの方に参加してもらうよう、広く広報します。

基本目標（2） 組織（主体）の意識や活動を進化させます

1 いきいき活動推進事業【重点】（自主・共募 329千円）〈行動計画16〉

吉和地域の地域課題やニーズから、地域の取組みへと発展させるために次の各事業を展開します。

(1) 「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」の開催、活動支援【重点1】

誰もが生涯暮らし続けられる吉和地域になっていくための仕組みづくり（人づくり・活動の場づくり・つながりづくり）を地域住民が主体となって取り組めるように支援します。

(2) 一人暮らし高齢者等懇談会「あつまろう家」実行委員会への助成【重点2】

助成金の交付及び企画、実施についての側面的支援を行います。

(3) 福祉車両の貸出し

住民のコミュニティ活動推進のため、福祉団体等に対し「たすけあい号」の貸出しを行います。

(4) 毎月1日、吉和地域版の広報紙「ぬくもり」を発行し、社協活動の周知を図り、共助の体制を作ります。また、地域活動の報告や講座の参加呼びかけなどを行うことで、成果を共有し、活動の活発化及び意識の向上を図ります。

(5) 葬祭用具の貸出し

自宅や集会所等の地元で葬祭を執り行う場合に、社協が所有する葬祭用具一式を貸し出すことを通して、地域のコミュニティ活動を支援します。

[令和2年度具体的な取組事項]

・第2層協議体である「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」の開催や活動に対して支援します。

また、NPO法人「ほっと吉和」が今年度から開始する予定の「福祉バス運行事業」の事業開始に向けて後方支援します。

基本目標（3） 地域の問題解決に必要な情報を共有します

1 いきいき活動推進事業（基本目標（2）-1）〈行動計画13〉

吉和地域版の広報紙「ぬくもり」を発行し、社協活動の周知を図り、共助の体制を作ります。

[令和2年度具体的な取組事項]

・毎月1日、吉和地域版の広報紙「ぬくもり」を発行し、地域活動の報告や講座の呼びかけなどを行い、成果を共有し、活動の活発化及び意識の向上を図ります。

2 すこやかプラザまつり開催事業 (共募 25千円) <行動計画13>

吉和地域の福祉の拠点である吉和福祉センターや吉和地域で活動している福祉団体を福祉まつりで広く周知することで、福祉が身近に感じ、福祉センターが誰もが気軽に交流、活動できる拠点とします。

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・ 1 1月上旬に開催される、吉和地域の文化祭（吉和保育園、吉和学園、市民センター）と同時開催し集客を図ることで、子どもから高齢者まで様々な方に参加してもらい、社協の活動や福祉関係団体の活動を身近に感じてもらい、誰もが住みやすい地域づくりを行います。

基本目標（4） 社会的孤立を見逃さないための仕組みづくりを進めます

1 多機能サロン実施事業 (自主・共募 342千円) <行動計画4>

高齢者等サロン、福祉作業所、障がい者デイサービス、子育てサロンなどの要素を併せ持った多機能サロン「すこやかサロン」を実施します。

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・ 障がいや高齢により社会参加活動が難しい状況にある人等が、仲間関係にある人と規則正しい生活を送ることで、地域や自宅で孤独感を感じず、また、心身共に健康な生活を送ることができるよう週1回、軽作業や物づくり、食事づくりを中心に日中活動の場づくりに取り組みます。

2 障がい者福祉事業 (市委託 1,275千円) <行動計画4>

行き場のない知的障がい者の居場所づくりや在宅で暮らす障がい者に対して、ボランティアと一緒に日常生活に必要な訓練、外出することの少ない障がい者の社会参加や憩いの場を提供し、障がい者福祉の促進を図ります。

(1) 知的障がい者生活訓練教室開催事業

知的障がい児・者の社会参加促進のため、日常生活に必要な訓練や創作活動などを行います。

(2) 障がい者スポーツ教室開催事業

スポーツ教室を行うことで障がい者の自立と社会参加の促進及び体力の向上を図ります。また、小・中学生を含めた地域住民も参加することで、普段、接することの少ない障がい者スポーツへの関心を高め、同時に障がい者の理解を深めることで、他の地域活動などにおけるボランティア参加の促進を図ります。

(3) 社会参加促進事業

車いすでも乗車できる車両（リフト付きバス）を利用して、当事者・家族・ボランティアとともに日帰りバス旅行を行い、社会参加促進を図ります。

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・ 知的障がい者生活訓練教室を多機能サロン「すこやかサロン」と同時開催し、誰でも参加できる教室、サロンとします。

【大野地域】

〈地域の特性と現状〉

みんなが チカラを だせるまち

宮島の対岸に位置し、東西に長い地形で、居住区は沿岸部に集中しており、国道2号、山陽自動車道という主要道路及びJR山陽本線がその居住集落を横断しています。

地域は「区」と呼ばれる11の行政区に分かれており、大野第11区については、大竹市飛地の中に点在する松ヶ原地区と佐伯地域に隣接する渡ノ瀬地区で構成されています。

地域の様々な活動は、区を中心に実施されており、ふれあいいきいきサロンなどの小地域福祉活動は、各区で組織されている「福祉部会」が担っています。

基本目標（1） 社会参加や役割発揮のための人づくり、参加の入口づくりを進めます

1 ボランティアセンター活動推進事業【重点】（自主・共募・その他 205千円）〈行動計画10〉

- (1) ボランティア活動の推進拠点である「ボランティアセンター」の機能強化を図り、ボランティア（個人及びグループ）が活動しやすいよう、相談・需給調整・養成・などの基盤整備を行います。
- (2) 大野地域版の社協広報紙「ボランティアニュース」を年6回発行し、大野地域全戸（10,900戸）に配布します。
 - ア ボランティア活動者、団体の紹介
 - イ ボランティア講座等を案内し、ボランティア養成につなげます。
 - ウ ボランティア活動に関する情報提供
- (3) ボランティア学習の推進
 - ア ボランティア学園の開催

大野地域の小学生を対象に、多くの人との交流や活動を通じ、ボランティアに対する意識と理解を深めるため、次の活動を行います。

 - (ア) 視覚障がい、聴覚障がいなど障がいの理解、点字や手話、音訳、ガイドヘルプの学習
 - (イ) 福祉施設（アダージョ・洗心園等）で共同作業、入所者との交流促進
 - (ウ) 障がい者団体や家族会、中・高校生と一緒に「小さな夏まつり」のスタッフとして活動
 - イ 小学校での福祉ボランティア学習の推進
 - (ア) 大野西小6年生のボランティア学習
 - (イ) 大野東小3年生のボランティア・介護学習
- (4) ささえ愛ネットはつかいち大野支部「大野ボランティア連絡協議会」の支援
- (5) 大野地域の児童・生徒が取り組む地域社会貢献活動に対する助成金の交付や活動支援
 - ア 県立宮島工業高校の地域貢献活動支援
 - イ 大野子どもクラブ「ビッグ・フィールド大野隊」の地域貢献活動支援

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・地域住民や関係団体の協力の下、児童、生徒が取り組む地域貢献活動の推進を図り

ます。

- ・地域住民が広くボランティア活動に参加できるよう、講座やボランティア体験の内容を工夫します。自分自身のスキルアップにもつながり、楽しめる内容で企画し、地域サロンや施設の訪問活動などにつなげます。
- ・障がいへの理解を深めるため勉強会や交流会を開き、障がい児者への支援者を増やします。
- ・大野地域版の社協広報紙「ボランティアニュース」は、実際に活動している人の生の声や想いを伝える記事になるよう心掛けます。

2 障がい児者地域生活支援事業（自主・共募・その他 106千円）〈行動計画4〉

障がいのある人の地域参加・交流を促進し、地域で暮らし続けたいと思える地域づくりを進めます。

- (1) 障がいのある子どもを育てる家族の「おしゃべり会」の開催
障がいのある子どもを育てる家族が自由に集い、お互いの子育てについての情報交換や交流の場である「おしゃべり会」を月1回程度開催します。
- (2) 当事者活動の支援
- (3) 大野障がい者団体連絡協議会の支援
 - ア 会議への参加
会議に参加し、意見交換、活動の助言、及び情報共有を図ります。
 - イ 小さな夏まつりの開催協力
小さな夏まつりの開催にあたり、関係団体との調整や運営支援を行います。
 - ウ 交流会の開催協力
障がい者の交流会の開催にあたり、関係団体との調整や運営支援を行います。

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・障がい児者の地域活動への参加を促し、また活動を大野地域版の広報紙「ふれまちだより」や「ハーモニーキッズOBOGだより」、行事開催の案内チラシなどで広く発信します。

3 高齢者等移送サービス事業（共募 350千円）〈行動計画4〉

通院や買物などの日常生活の利便向上や社会参加の促進を図るため、公共交通機関不便地域を対象として、巡回車両を運行します。

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・前年度の実績に基づき、西便の運行回数を削減し、東便の路線を休止します。
- ・公共交通機関不便地域住民が、主体的に交通不便の課題解決に取り組めるように働きかけます。

基本目標（2） 組織（主体）の意識や活動を進化させます

1 ふれあいのまちづくり推進事業【重点】（自主・共募 5,377千円）〈行動計画5〉

誰もが、住み慣れた地域で暮らし続けていくために、現行で実施されている福祉サービス

だけでは解決できない福祉ニーズを解決するための仕組みを地域の福祉を推進していく機関などの連携の中で考えていく他、大野の各区で取り組まれている実践を大野地域に広報します。

(1) 地域福祉推進委員会の開催

大野地域の福祉課題の共有及びその解決策について考えていく地域福祉推進委員会（第2層協議体）を、年2回以上開催します。

(2) 地域福祉推進研究協議会の開催

地域で福祉活動に関わる住民を対象とした研修を年1回開催します。

(3) 各種地域福祉活動への助成

ア 一般会費地区交付金

各区に一般会費の7割を交付し、地域福祉活動を推進していきます。

イ 地区福祉活動費助成

(ア) 自主活動助成

地域の高齢者や障がい児・者、子どもを対象に行われる大野地域の区の自主活動によるささえあい活動に対し、その経費の一部を助成します。

(イ) 福祉部会活動助成

地域の高齢者や障がい児・者、子どもを対象に行われる大野地域の区の福祉部会によるささえあい活動に対し、その経費の一部を助成します。

(ウ) サロン開催助成

地域の高齢者や障がい児・者、子どもを対象に行われる大野地域の区のサロン開催に対し、その経費の一部を助成します。

ウ 給食サービス助成

区の福祉部会が地域ボランティアを募り、地区内の一人暮らしの高齢者及び障がい者世帯などに、食事の提供と安否確認を行う事業に対し、活動経費の一部を助成します。

(4) 地区環境美化活動（花いっぱい運動）の推進

各地区の花いっぱい運動を支援し、住民同士及び障がい者施設との交流を行います。

(5) 大野福祉ふれあいまつり実行委員会の支援

「おおの健康福祉フェスタ」の福祉部門を企画・運営する「大野福祉ふれあいまつり実行委員会」への助成及び運営支援を通じ、住民に対し福祉啓発を行います。

(6) ふれまちだよりの発行

大野地域版の広報紙「ふれまちだより」を偶数月に発行します。

(7) 車いすの貸出し

在宅で緊急的かつ一時的に車いすを必要とする人に、日常生活上の負担の軽減や、社会参加等のための用具として貸し出すほか、学校や地域における福祉体験活動等の用具として貸し出し、市民の地域福祉に対する関心と理解を深めます。

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・大野地域の第2層協議体となった大野地域福祉推進委員会で、地域の福祉課題及び生活支援サービスの開発についての議論が進むような運営を目指します。
- ・ふれまちだよりの掲載記事を大野区長会やその他の行事などで報告することによって、大野地域の地域活動や社協活動を広く住民に周知します。さらに、そのことにより地域からの掲載希望を募り、より活発な地域活動につなげます。

【宮島地域】

〈地域の特性と現状〉

古い文化を じっくりしみ一人ひとりに 優しい 地域づくり

宮島に人が住み、町の形態を整えるようになったのは室町時代に入ってからのことです。

江戸時代になると島の中には広島藩直属の奉行所が設けられ、信仰の地としてだけでなく、交易が行われ、商業都市としても発展し、明治22（1889）年に「厳島町」として町制が敷かれ、昭和25（1950）年には「宮島町」に町名変更し、平成17（2005）年に廿日市市と合併しました。その間人口は、昭和22（1947）年の5,197人をピークに減少し続けています。日本三景のひとつ、「安芸の宮島」として、また、平成8年には世界文化遺産に指定され、全国的に広く知られる宮島には、厳島神社や大鳥居、五重塔などの国宝や国の重要文化財をはじめ、昔ながらの町並みが残った町家通り、滝小路など、趣深いスポットが多くあり、国内外より多くの観光客が訪れることから、島内には「観光」を意識した「みやげ物屋」「飲食店」「旅館・ホテル」などが多く存在します。宮島では、そこに暮らす人たちは当然「地域の構成員」ですが、「観光」という営みそのものも地域を構成する重要な要因であり、また、本土から宮島へ渡り「経営」ということに携わる人たちも重要な「地域の構成員」です。「観光」という営みが、島（地域）の人たちの暮らしに大きく関係している地域です。

基本目標（3） 地域の問題解決に必要な情報を共有します

1 地域ふれあいフェスタ（福祉団体等支援地域分：共募 135千円）〈行動計画1〉

地域ふれあいフェスタ実行委員会の主催で、宮島福祉センターで開催し、社協や福祉団体の活動紹介を行います。

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・実行委員会を年3回開催し、円滑な運営・効果的な実施をします。

基本目標（4） 社会的孤立を見逃さないための仕組みづくりを進めます

1 高齢者自立支援事業【重点】（自主・共募 265千円）〈行動計画5〉

地域での孤立や閉じこもりを解消し、地域見守り活動の役割を担った事業を実施します。

- (1) 高齢者給食サービス事業の実施
- (2) ひとり暮らし高齢者懇談会の実施
- (3) あんしんほっとコール事業の実施

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・給食サービス、懇談会については、各団体と連携を図り、参加者以外の人たちの情

報を収集し、孤立状態の人の発見につなげていきます。今後も連携を密にし、情報共有していきます。

- ・あんしんほっとコールについては、利用者の生活状況等の確認を行い、必要な場合は関係機関につなげる等の措置を取り、見守り活動を推進していきます。当事業について、地域情報誌や行事ごとの場で説明を行うとともに、地域包括支援センターやケアマネージャーより利用対象になる方に案内していただき、利用者の増加につなげます。

2 福祉コミュニティ支援事業 (自主・共募 17千円) <行動計画13>

福祉コミュニティづくり推進を目的とした住民参加型の事業を実施します。

- (1) 紙門松配布事業の実施
- (2) 葬儀用具貸出事業の実施

[令和2年度具体的な取組事項]

- ・紙門松配布事業は、宮島地域各町内の総代へ依頼し、配布していただきます。
- ・葬儀用具貸出事業は、自宅等で葬儀を執り行う場合に、葬祭用具（祭壇、付属品）を貸し出します。

社協職員の資質向上、魅力ある社協組織づくり、持続可能な財政基盤づくり

「市民生活に即応した社協の仕事を市民とともに」、そうした基本認識の下で、計画目標を持った適正な執行管理を実現し、地域福祉の具現化を図るため、自立した「ありがたい廿日市市の地域福祉の姿」の創出を目指します。

1 事務局運営事業

適正な予算管理、労務管理を行い、安心して地域福祉活動を行うための財源確保（社協会費募集、寄附金等の受け取り）、社協事業PR活動を行います。

2 役員評議員活動事業

適正な組織運営を行うための執行・決議・監査機関として、理事会、評議員会、監査会を定時及び必要に応じて（随時）開催します。

経営組織のガバナンスの強化、事業運営の向上を図るため、役員（理事・監事）・評議員に対する内部研修及び外部機関が実施する研修への参加、役員で構成する三部会（総務部会、財務部会、事業部会）を開催します。

(1) 理事会

時期	主な議題
6月	(1) 令和元年度事業報告及び資金収支決算について (2) 辞任に伴う役員・評議員候補者の承認について
11月	(1) 令和2年度資金収支予算の補正について
3月	(1) 令和3年度事業計画及び資金収支予算について (2) 令和2年度資金収支予算の補正について
随時	臨時案件

(2) 評議員会

	時期	主な議題
定時	6月	(1) 令和元年度事業報告及び資金収支決算について (2) 辞任に伴う役員の選任について
臨時	11月	(1) 令和2年度資金収支予算の補正について
臨時	3月	(1) 令和3年度事業計画及び資金収支予算について (2) 令和2年度資金収支予算の補正について
臨時	随時	臨時案件

(3) 監査会（監事会）

時期	主な内容
5月	令和元年度事業報告、資金収支決算に対する監査
11月	令和2年度上半期の事業、会計・財産状況に対する中間監査
理事会等開催月	理事会・評議員会への出席

(4) 役員等の研修

- ア 内部研修への参加
- イ 夏季大学
- ウ その他

市主催や広島県社会福祉協議会主催等の研修、講演会等

(5) 部会の開催

必要に応じて、総務部会、財務部会、事業部会を開催します。

3 職員人材育成事業

職員の人材育成として、これからの市社協の方向性を共有するため、常勤職員、嘱託職員及び非常勤職員を対象に「職員全体研修会」を開催します。

また、新規採用職員及び採用2～3年の若手職員を中心に市社協内の事務の基本を身に着けるための事務研修や社協の役割や目指すべき姿、仕事の進め方など社協らしい仕事の仕方の基本を学ぶ機会を設けます。

その他各職員のキャリアに応じたキャリアアップ研修、県社協主催の各種研修や関連団体等が開催するテーマ別の専門研修などに積極的に参加させるなど、市社協を担う人材の育成に努めます。

(1) 職員全体研修会の実施

- ア 各種研修会等参加報告
- イ 令和2年度事業の中間評価と今後の方向性
- ウ 災害ボランティア活動の実践研修
- エ 地域福祉活動計画、中期経営計画の策定

(2) 職員研修の実施・参加・受講

- ア 新規採用・若手研修
- イ キャリアアップ研修（初任者コース、中堅職員コース、チームリーダーコース）
- ウ 専門研修

4 組織・財政基盤整備事業

令和2年度は次期地域福祉活動計画及び中期経営計画の策定年度であり、「地域共生社会の実現」に向け、社協の目指すべき姿に向けた取り組みを具体的に計画に位置付け、新たな社会環境の変化や10年、20年後を見据えた事業運営、組織づくり、人づくりに取り組みます。

合わせて、人材育成を主眼に置いた人事考課制度の構築や適正な人員配置計画を策定するとともに、社会福祉基金の活用や財源確保のための仕組みづくりなど財政基盤整備に取り組みます。

また、令和2年度は廿日市市社会福祉協議会が創設60年を迎える年度であり、これにふさわしい事業を展開するなど、「魅力ある社協組織づくり」のさらなるバージョンアップを目指します。

5 あいプラザ・吉和福祉センター・宮島福祉センター管理事業

指定管理施設である、あいプラザ、吉和福祉センター、宮島福祉センターにおいては、市民から「親しまれ、利用したい施設」となるよう、良質な利用者サービスの提供に努めます。

施設利用を通じて、利用者・団体の相互の出会い、ふれあい、学びあいの場となり、健康と福祉の活動の輪が地域につながり、より拡大され、廿日市市の地域全体の福祉を支える拠点施設となるよう、運営、管理していきます。

また、施設を安全に快適に利用していただくよう、施設、設備及び物品の維持管理、修繕に努めます。